

お取引先 各位

大豊建設株式会社

でんさいネットご利用のお願い

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では平成26年2月より、お取引先様へのお支払方法につきまして「支払手形」から「でんさいネット」へと移行を進めておりますが、「でんさいネット」も広く世間に普及したことから、一部お取り扱いが困難なお取引先様を除き、原則「でんさいネット」でのお支払いに変更させて頂きたいと考えております。

「でんさいネット」は手形に代わる新しい決済手段で、全国の銀行、信用金庫、信用組合等でご利用でき、支払期日に自動的に指定口座に入金するため、資金の即日利用が可能となります。また、ペーパーレスのため紛失・盗難のリスクがなく、領収書も不要のため印紙代の削減が可能となります。保管・管理や郵送にかかるコストも削減が可能であり、必要な分だけ分割して割引や譲渡を行うことが可能なため、支払期日前に資金化する金利費用も削減可能等のメリットもございます。

つきましては、「でんさいネット」のご利用をお願い致したく、貴社お取引金融機関にご相談の上、下記内容をご覧頂き、別紙の「支払方法変更に関する同意書」をご返送下さいますようお願い申し上げます。

「でんさいネット」導入につき、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 「支払手形」から「でんさいネット」への変更について
 - 1) 変更対象 手形支払分のみ（これに伴う発生日、支払期日、現金比率等に変更ございません。なお、振出済み支払手形の変更はございません。）
 - 2) 変更時期 貴社お取引金融機関へ「でんさいネット」お申込みの上、同意書（申込書）の提出後、登録手続き完了次第（支払通知書にて通知）
2. 「支払方法変更に関する同意書」について
 - 1) 返送期限 毎月末日（翌月末日手形振出）
 - 2) 返送方法 同意される場合、下記宛に郵送願います。
 - 3) 返送先、本件に関するお問い合わせ先

〒104-8289 東京都中央区新川 1-24-4
大豊建設(株) 管理本部 経理部 財務課
TEL 03-3297-7003 FAX 03-3553-4176

以上

売上代金の決済手段として、新たに「densai」による決済が可能となりました。「densai」は、納入企業の皆さまにとって、手形や振込による決済と比較し、多くのメリットがあります。是非、ご検討ください。

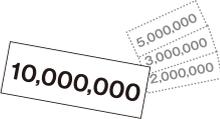
densaiネット※が取り扱う電子記録債権「densai」

- 「電子記録債権」は、手形債権や指名債権(売掛債権等)が抱える課題を克服し、事業者の資金調達の円滑化等を図ることを目的として創設された新たな金銭債権です。
- 電子記録債権である「densai」は、densaiネットが管理する記録原簿に電子的な記録を行っていただくことにより、債権の権利内容が確定します。
- 「densai」は、銀行、信用金庫、信用組合等、全国の金融機関を通じて利用できます。

※densaiネットは、一般社団法人全国銀行協会の100%出資により設立された電子債権記録機関「株式会社全銀電子債権ネットワーク」の通称です。

●「densai」による決済にご変更いただくと、次のようなメリットがあります。

納入企業の悩み → 「densai」の活用で解決!!

 <p>手形の場合、紛失や盗難が心配。保管も面倒。</p>	 <p>ペーパーレス化により、紛失や盗難の心配はなくなります。厳重に保管、管理する必要がなくなりますので、無駄な管理コストを削減することができます。</p>
 <p>手形の場合、必要な分だけ譲渡や割引ができれば便利。</p>	 <p>必要な分だけ分割して譲渡や割引をすることができます。手形にはない、「densai」特有の大きなメリットです。</p>
 <p>手形の場合、取立手続きが面倒。</p>	 <p>支払期日になると窓口金融機関の口座に自動的に入金されますので、面倒な取立手続きは不要です。</p>
 <p>振込の場合、入金日までの資金繰りが大変。</p>	 <p>これまで資金繰りのために利用できなかった売掛金等の債権について、決済手段を振込から「densai」にすれば、支払期日前であっても簡単に譲渡や割引ができるので、資金調達に活用しやすくなります。</p>

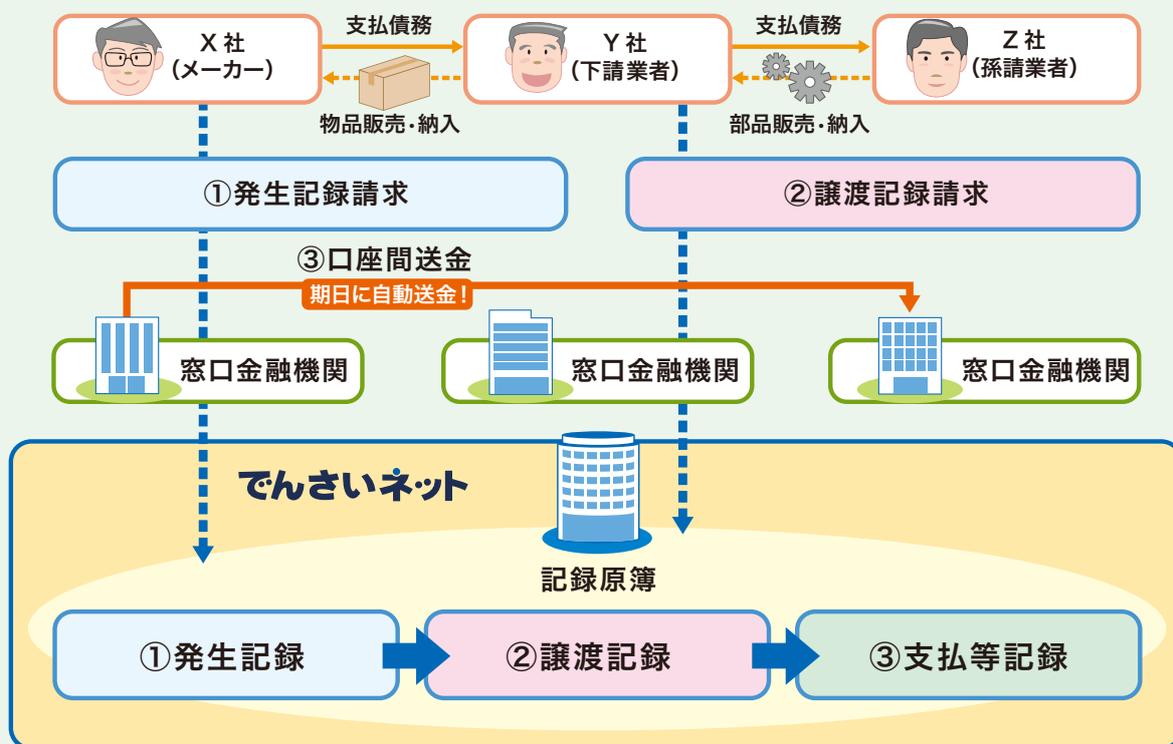
●densaiネットの仕組みの詳細は、densaiネットのHPでご確認ください。

<http://www.densai.net/>

●「でんさい」による決済にご変更いただくには…

- 金融機関を通じて、でんさいネットの利用申込みをしていただく必要があります。(なお、複数の金融機関で利用申込みを行うことも可能です。)
 - お取引先企業と異なる金融機関をご選択いただいても、問題ありません。
 - 「でんさい」のお取り扱い方法やご利用料は、金融機関によって異なります。詳しくは、金融機関にお問い合わせください。
 - 受取、譲渡(分割譲渡)、割引等、債権者の立場でのみ「でんさい」を利用したい場合は、利用範囲を予め制限することもできます(債権者利用限定特約)。(注)
- (注)債権者利用に限定した場合でも、「でんさい」を譲渡すると、その譲渡人は原則として保証債務を負います。これは、手形の遡求義務と同様、「でんさい」の流通性を確保するために設けられている措置です。

●「でんさい」の取引イメージ



①「でんさい」の発生

「でんさい」の発生(手形でいう振出)は、原則として、支払企業さまからの指示にもとづきでんさいネットが行い、でんさいネットの記録原簿に記録されます。支払企業さま、納入企業さまともに、窓口金融機関を通じて、「でんさい」の内容を確認することができます。

②「でんさい」の譲渡

納入企業さまは、窓口金融機関を通じて、受け取った「でんさい」をお取引先に譲渡したり、金融機関に割引を依頼したりすることができます。また、手形と異なり、債権金額の一部を分割して、譲渡したり、割引を依頼したりすることもできます。

③「でんさい」の支払

支払期日になると、自動的に支払企業さまの口座から決済資金が引き落とされ、納入企業さまの口座に入金されます。でんさいネットは、支払が完了した旨を「支払等記録」として記録します。

※この「支払等記録」は自動的に記録されるので、支払企業さま、納入企業さまのお手続は不要です。

支払方法変更に関する同意書

兼「電子記録債権(でんさいネット)」支払申込書

大豊建設株式会社宛

		令和	年	月	日
〒					
住所					
会社名					
代表者名					
電話番号 ()					
ご担当部署					
ご担当者					
取引先登録番号					

※ 「でんさいネット」導入済につき、「支払手形」による支払から「でんさいネット」による支払に変更されることに同意致します。つきましては、下記に「でんさいネット」利用者番号等を報告するとともに、「でんさいネット」による支払を申し込みます。

利用者番号					
登録金融機関	金融機関名	支店名			
	預金種別	口座番号			
口座名義(カナ)					
銀行コード					

※ 「でんさいネット」ご利用には、でんさいネット利用者番号が必要となります。「でんさいネット」を導入予定のお取引先様につきましては、貴社お取引金融機関への「でんさいネット」お申込み後、本同意書をご返送願います。

※ 「でんさいネット」を導入しないお取引先様につきましては、本同意書のご返送は必要ございません。